

森林・林業の再生に向けた改革の姿（最終とりまとめ（素案））

中間とりまとめ	今後の対応方針	最終とりまとめ（素案）
<p>1 改革の方向</p> <p>我が国の森林資源は利用期に達しつつある。これらの森林の維持・培養と資源としての利用、すなわち木材生産と公益的機能の発揮を両立させる森林経営の確立を通じ、10年間で国産材自給率50%以上を目指すことが重要な成長戦略。</p> <p>こうした森林経営を持続的に行っていくことは、同時に雇用創出等を通じた山村地域の活性化や地球環境への負荷の小さい低炭素社会の構築にも大きく寄与。</p> <p>しかしながら、これまでの森林・林業施策は、森林の造成に主眼が置かれ、持続的な森林経営を構築するためのビジョン、そのために必要な実効性のある施策、体制を作らないまま、間伐等の森林整備に対し広く支援。</p> <p>この結果、</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 小規模零細な森林所有構造の下、森林所有者に対する働きかけが十分でなかったこともあり、施業集約化や路網整備、機械化の立ち後れによる林業採算性の低下や需要者のニーズに応えられない脆弱な木材供給体制 ② 採算性の低下や世代交代による森林所有者の林業に対する関心の低下 ③ これらが相まって施業集約が進展せず、これが採算性の悪化につながる状況 <p>という悪循環に陥り、ようやく森林資源が充実してきているにもかかわらず、これを活かす体制や経営が育っておらず、基盤整備も立ち後れ、適正な森林施業が行われない森林が増加する状況。また、林業の低迷により山村での雇用機会が失われ、林業の担い手が減少し山村の過疎化も進行。このままでは、林業再生のチャンスを無にするばかりか、施業放棄による森林の機能の低下や持続的な森林経営の理念無く無秩序な伐採が進み、戦後築いてきた森林の荒廃を招く恐れ。</p> <p>こうした状況を真摯に受け止め、森林・林業に関する施策、制度、体制について、</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 森林の多面的機能が持続的に発揮しうる森林経営を構築するためのビジョン、ルール、ガイドラインの確立に向け、法律改正を前提にした実効性ある森林計画制度の改正を行うとともに、 ② 実効性の高い施策を効果的に推進しうる体制を構築するため、 <ol style="list-style-type: none"> a. 国・都道府県・市町村の役割分担を明確にし、地域主権時代にマッチした現場で使い易くシンプルで分かり易い制度への変革 b. それぞれの段階（国、都道府県、市町村、森林所有者）における、各種補助事業計画の一元化など計画策定に関する負担の軽減 c. 専門知識を持った現場密着の実行体制を整備（フォレ 	<p style="text-align: center;">森林・林業基本政策の抜本的見直し</p> <p style="text-align: center;">森林所有者の計画的な森林経営</p> <p>森林所有者の責務明確化、伐採・更新ルールの明確化、施業集約化に努力する者に限定した助成制度</p> <p>森林経営計画（仮称）の創設 ● 効率的な森林施業のための集約化 ● 生物多様性保全など公益的機能の発揮と持続的な森林経営との両立</p> <p>森林の境界確定の推進 森林情報の整備</p> <p style="text-align: center;">林業生産活動の効率化</p> <p>路網整備の徹底 搬出間伐への転換 施業の集約化 森林組合の改革 林業事業者の育成</p> <p style="text-align: center;">国産材の加工・流通体制の整備</p> <p>輸入材に対抗できる効率的な加工・流通体制の整備 大型製材工場など大ロット需要先への供給体制の整備</p> <p style="text-align: center;">エンドユーザー（木材利用の拡大）</p> <p>国産材住宅の推進 公共建築物等への木材利用の促進（法案成立） 土木資材への利用拡大（技術開発等） バイオマス利用の促進（間伐材などの製紙・バイオマス利用の推進） 新規需要の開拓、研究・技術開発（石炭火力発電所における石炭と間伐材の混合利用）</p> <p style="text-align: center;">持続可能な森林経営の推進と木材自給率50%の達成</p>	<p>1 改革の方向</p> <p>我が国においては、戦後造成された1千万haに及ぶ人工林資源の6割が、今後10年間で50年生以上となり、本格的な木材利用が可能となりつつある。これらの森林の維持・培養と資源としての利用、すなわち木材生産と公益的機能の発揮を両立させる森林経営の確立を通じ、10年後には国産材自給率50%以上を目指すことが我が国の重要な成長戦略の一つとなっている。</p> <p>こうした森林経営を持続的に行っていくことは、同時に雇用創出等を通じた山村地域の活性化や地球環境への負荷の小さい低炭素社会の構築にも大きく寄与するものである。</p> <p>しかしながら、これまでの森林・林業施策は、森林の造成に主眼が置かれ、持続的な森林経営を構築するためのビジョン、そのために必要な実効性のある施策や実行体制を確立しないまま、間伐等の森林整備に対し広く支援してきた。</p> <p>この結果、小規模零細な森林所有構造の下、森林所有者に対する働きかけが十分でなかったこともあり、施業集約化や路網整備、機械化の立ち後れによる林業採算性の低下や需要者のニーズに応えられない脆弱な木材供給体制、さらには、森林所有者の林業に対する関心の低下という悪循環に陥っている。このため、ようやく人工林を主体に森林資源が充実してきているにもかかわらず、これを活かす体制の整備や経営主体の育成が十分でなく、基盤整備も立ち後れ、適正な森林施業が行われない森林が増加する状況にある。また、林業の低迷により山村での雇用機会が失われ、林業の担い手が減少し山村の過疎化も進行しており、このままでは林業再生のチャンスを無にするばかりか、施業放棄による森林機能の低下や持続的な森林経営の理念が無いまま無秩序な伐採が進み、戦後築いてきた森林の荒廃を招く恐れが高まっている。</p> <p>このような状況を真摯に受け止め、森林・林業に関する施策、制度、体制について、</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 森林の多面的機能が持続的に発揮しうる森林経営を構築するためのビジョン、ルール、ガイドラインの確立に向け、法律改正を前提としつつ、国民に分かりやすく実効性の高い森林計画制度の確立を図るとともに、 ② 実効性の高い施策を効果的に推進しうる体制を構築するため、 <ol style="list-style-type: none"> a. 国・都道府県・市町村の役割分担を明確にし、地域が主導的役割を發揮しうる現場で使いやすい制度への変革 b. それぞれの段階（国、都道府県、市町村、森林所有者等）における、各種補助事業計画の一元化など計画策定に係る負担の軽減 c. 専門知識を持った現場密着の実行体制を整備（フォレスタ制度の創設、森林施業プランナーの充実等の人材の育

スター制度の創設、森林施業プランナーの充実等の人材の育成)
等の抜本の見直しを行い、森林資源の利用期に適合した、新たな森林・林業政策を構築していくことが必要。

このため、上記の視点に基づき、国、都道府県、市町村、森林所有者等の役割の見直しを行いつつ、

- ① 適切な森林施業が確実に行われる仕組みを整えること
- ② 広範に低コスト作業システムを確立する条件を整えること
- ③ 担い手となる林業事業者や人材を育成すること
- ④ 国産材の効率的な加工・流通体制づくりと木材利用の拡大をすること

を段階的、有機的に進めていくことにより、国産材の安定供給体制を構築する条件を整備し、10年後の木材自給率50%以上を目指す。これを通じて、意欲と実行力のある者による林業生産活動等が継続的に実施されることとなり、山村地域における雇用機会の確保を通じた山村の活性化や、二酸化炭素吸収源としての森林整備、炭素の貯蔵、二酸化炭素の排出削減に貢献する木材の利用により低炭素社会の構築にも大きく寄与。

また、国有林は、我が国の森林の3割を占め、国民から様々な機能の発揮が求められていることから、森林・林業行政の観点から国が責任をもって一体的に管理するとともに、その組織・技術力・資源を活用し、我が国森林・林業の再生に貢献できるよう見直し。

その中で、民有林・国有林が連携した森林共同施業団地の設定や木材の安定供給体制づくり、国有林のフィールドを活用した人材育成の推進について検討。

成)
等の抜本の見直しを行い、森林資源の利用期に適合した新たな森林・林業政策を構築していくことが必要**となっている**。

このため、上記の視点に基づき、国、都道府県、市町村、森林所有者等の役割の見直しを行いつつ、

- ① 適切な森林施業が確実に行われる仕組みを整えること
- ② 広範に低コスト作業システムを確立する条件を整えること
- ③ 担い手となる林業事業者や人材を育成すること
- ④ 国産材の効率的な加工・流通体制づくりと木材利用の拡大を**図**ること

を段階的、有機的に進めていくことにより、国産材の安定供給体制を構築する条件を整備し、10年後の木材自給率50%以上を目指す。**これらの実施に当たっては、PDCAサイクルにより検証を行い、改革の内容の改善を図るものとする。**

このような取組を通じて、意欲と能力を持つ者による林業生産活動等が継続的に実施されることとなり、山村地域における雇用機会の確保に伴う山村の活性化、二酸化炭素の吸収源としての森林整備、炭素の貯蔵、二酸化炭素の排出削減に貢献する木材の利用により低炭素社会の構築にも大きく寄与することになる。

また、国有林は、我が国の森林の3割を占め、国民から様々な機能の発揮が求められていることから、森林・林業行政の観点から国が責任をもって一体的に管理するとともに、その組織・技術力・資源を活用し、我が国森林・林業の再生に貢献できるよう見直**すものとする**。

その中で、民有林**と**国有林が連携した森林共同施業団地の設定や木材の安定供給体制づくり、国有林のフィールドを活用した人材の**育成を推進する**。

中間とりまとめ	今後の対応方針	最終とりまとめ（素案）
<p>2 改革の内容 (1) 全体を通じた見直し 複雑で役割分担が不明瞭であること等により形骸化している森林計画制度を中心に、生物多様性の保全等新たな国民ニーズにも対応し、各主体がそれぞれの役割の下、自発的な取組ができる制度に見直し。併せて、国、都道府県、市町村の各段階における森林の取扱いのルールを明確化。また、それぞれの計画の役割・性格に応じ、適切なレビューを実施。</p>	<p>①国、都道府県、市町村の役割の明確化に基づき、それぞれの森林計画を見直し（参考資料Ⅰ） ②森林・林業基本計画と全国森林計画を一体的に作成（参考資料Ⅱ） ③森林計画の見直しの際のレビューについて、5年間の計画量を示すことにより計画策定時に前計画のレビューが確実に進められるようにすることや、客観的データを用いたレビュー方法について検討（参考資料Ⅷ）</p>	<p>2 改革の内容 (1) 全体を通じた見直し 複雑で役割分担が不明瞭であることなどにより形骸化している森林計画制度を中心に、生物多様性の保全等新たな国民ニーズにも対応し、各主体がそれぞれの役割の下、自発的な取組ができる制度に見直しを行う。併せて、国、都道府県、市町村の各段階における森林の取扱いのルールを明確化し、持続的な森林経営を確保するための制度的枠組みを整備する。また、それぞれの計画の役割・性格に応じ、適切なレビューを実施することとする。</p>
<p>① 国 森林整備・保全にかかるビジョン、基本的ルール等と、これらに伴う必要な計画量を示すことに限定。 基本的ルール等については、皆伐面積の上限に関する最低基準を国が示すとともに、生物多様性の保全に関することなど、新たな国民のニーズを踏まえたものとなるよう見直し。 計画量については、国土保全を担う国の責務に鑑み、流域単位（44流域：50万haオーダー）で示すとともに、都道府県と共有する計画量（同意協議事項）を国の責務を果たす上で最低限必要な伐採量、造林量などに限定するとともに、計画量の意味づけの明確化や効率的な調整手法を確立。</p>	<p>① 森林・林業基本計画は政策のビジョン、全国森林計画は森林の整備・保全の実現のためのルールとガイドラインを示すものという両計画の位置づけを明確化し、内容を分かりやすく提示。 全国森林計画では、基本的ルール・ガイドラインとして、天然更新の考え方や皆伐面積の上限に関する考え方・最低基準を示すとともに、新たな国民のニーズを踏まえ、生物多様性の保全に関する記載を行うことなど内容を見直し。 ② 全国森林計画における計画量の見直しについては、以下の方向で検討 （考え方） 都道府県との同意協議の対象とする計画量については、森林資源の保続・培養を図る上で最低限のものとして整理 （同意協議の対象） ○現状 伐採量（主伐・間伐）、造林面積、林道開設量、保安林面積、治山事業施行地区数 ○見直し後 伐採量（主伐・間伐）、造林面積、保安林面積</p>	<p>① 国 森林・林業基本計画は政策の基本的方向（ビジョン）を、全国森林計画は森林の整備・保全の実現のための規範（ルール）、指針（ガイドライン）を示すものとして、両計画の位置づけを明確にした上で、国民各層に分かりやすいものとなるよう構成や記述内容の見直しを行う。 森林・林業基本計画と全国森林計画について、実効性の高い計画制度を構築する観点から、策定期間を含め一体的に作成することとし、平成24年度からの新たな森林計画制度の円滑な実施に向けて、平成23年度の早い時期に両計画を樹立する。 全国森林計画においては、皆伐や更新の考え方・基準など基本的なルールをより明確に示すとともに、生物多様性の保全など新たな国民のニーズを踏まえたものとなるよう記述内容を見直すものとする。 また、計画量については国土保全等を担う国の責務に鑑み、広域流域を単位（44流域）として示すとともに、都道府県との同意協議の対象とする計画量については、計画量の意味づけの明確化と効率的な調整を実施する観点から、森林の整備及び保全に係る最も重要な事項に限定することとし、森林資源の構成そのものの変化を明示する指標である伐採量（主伐・間伐）、造林面積、森林の保安的機能の確保の優先を明示する指標である保安林面積のみとする。間伐については、伐採量のほか参考として間伐面積についても計画量を記載することとする。 なお、生物多様性の保全に関しては、生物の多様性が科学的に十分には解明されていない要素が多いことを踏まえ、いわゆる順応的管理の考え方を基本としながら、生態系の多様性、種間（種）の多様性、種内（遺伝子）の多様性を確保するため、具体的な森林の整備・保全の対応策について、全国森林計画等で明らかにする。</p>

中間とりまとめ	今後の対応方針	最終とりまとめ（素案）
<p>国の責務として、マクロ的な見地から森林現況や動態変化を把握し森林情報を整備</p>	<p>①森林資源モニタリング調査結果や国家森林資源データベースの公表および活用</p>	<p>国の責務として、全国的な観点から我が国森林の現況や動態を把握し、分析内容も含め最新のデータを森林情報として公表し活用する。</p>
<p>また、後述する3機能区分など、地方に押しつけていた仕組みを地方が自発的に採用できる仕組みに転換。</p>	<p>① 3 機能区分を廃止し、地域主導の新たなゾーニング制度を導入</p>	<p>また、後述する森林の区分については、3 機能に区分する仕組み（重視すべき機能に応じた森林の3区分）を改め、市町村森林整備計画を樹立する際に、地域の実情を踏まえつつ市町村が主体的かつ柔軟に森林の諸機能を踏まえた森林の区分を設定できる仕組みに転換する。</p>
<p>さらに、森林・林業基本計画と全国森林計画について、実効性の高い計画制度を構築する観点から、策定期限を合わせ一体化するとともに、内容についても分かりやすいものに見直し。</p>	<p>①森林・林業基本計画と全国森林計画について時期を合わせて樹立・変更。（平成23年度） ②森林・林業基本計画と全国森林計画の記載内容の重複排除、5年間の数値を記載。</p>	<p>この他、森林整備保全事業計画において、初めの5年間の成果目標を国民に分かりやすく明示する。</p>
<p>② 都道府県（158計画区：10万ha規模） 森林計画区ごとに森林の保続（成長量に見合った伐採量、年齢構成の平準化）を確保すること、広域な視点での森林の取扱いのルールを提示といった役割を明確化。 森林整備の円滑化・木材安定供給体制の整備に向け国有林との連携を推進。 国が定めた基本的ルールと整合性を取りつつ、地域特性を反映させた森林の取扱いのルール（ルールの具体的内容を定める市町村森林整備計画の指針）を策定するとともに、計画事項についても自主的に追加できるよう見直し。 森林計画区については、流域を念頭に行政界や地域特性を考慮するとの考え方を基本に、必要に応じ、都道府県と協議してその区域を整理。都道府県全体の林政の推進方針と計画区単位での保続確保について、例えば、計画区ごとの計画書を一冊にして計画区の計画量を付表とするなどの簡素化を都道府県の意見も踏まえつつ推進。また、各種補助事業計画の一元化を推進。</p>	<p>①全国森林計画に準じて地域森林計画の記載内容の見直し ②「森林の有する機能別の森林の所在及び面積、森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項等」について、現地の実態に即して計画区ごとの特徴を持った計画となるよう、内容を見直すとともに、計画区毎の計画書を一冊にすることも可能にするなど、記載要領の簡素化を検討。 ③計画区の区域の整理については、都道府県の意向を聴きつつ調整 ④地域森林計画書の記載内容の簡素化</p>	<p>第2パラグラフに移動</p>
<p>また、各段階における森林計画の策定や、集約化を推進する際に、必要不可欠となる森林簿の情報について、その精度を向上させることが必要。このため、森林経営計画（仮称）を市町村が認定する際の情報や、伐採・更新が行われた際の情報について、都道府県と市町村の間で共有化を推進。</p>	<p>森林簿に、伐採造林届出制度による届出の内容や補助事業の施業履歴が反映される仕組みを事業実施要領や指導通知等により構築</p>	<p>② 都道府県（158計画区：10万ha規模） 地域森林計画は、全国森林計画に準じて記載内容の見直しを行う。特に、現地の実態に即して計画区ごとの特徴を持った計画となるよう、地域特性を反映させた森林の取扱いのルール、ガイドラインを明示する。また、流域全体における生物多様性保全の観点から留意すべき点についても明らかにする。その他必要な事項として、計画事項の自主的な追加ができる旨都道府県に周知する。 森林計画区については、都道府県からの要望に応じ、流域を念頭に行政界や地域特性、流域管理の観点などを総合的に勘案しつつ適時、調整を行う。 さらに、各都道府県の林政の推進方針を分かりやすく位置づけることができるよう、それぞれの都道府県の判断により、計画区ごとの計画書を一冊にまとめて計画区の計画量を付表として情報提供することを可能とし、その旨を都道府県に周知する。地域森林計画書については、記載内容の簡素化を図る。 また、森林整備の円滑化・木材安定供給体制の整備に向け国有林との連携を推進する。</p>
<p>また、各段階における森林計画の策定や、集約化を推進する際に、必要不可欠となる森林簿の情報について、その精度を向上させることが必要である。 このため、森林経営計画（仮称）を市町村が認定する際の情報、間伐等の施業履歴や伐採・更新が行われた際の情報について、森林簿等で明確にされるよう取り組むとともに、都道府県と市町村の間で共有化を推進する。</p>	<p>一方、各段階における森林計画の策定や、集約化を推進する際に、必要不可欠となる森林簿の情報について、その精度を向上させることが必要である。</p>	<p>一方、各段階における森林計画の策定や、集約化を推進する際に、必要不可欠となる森林簿の情報について、その精度を向上させることが必要である。 このため、森林経営計画（仮称）を市町村が認定する際の情報、間伐等の施業履歴や伐採・更新が行われた際の情報について、森林簿等で明確にされるよう取り組むとともに、都道府県と市町村の間で共有化を推進する。</p>

中間とりまとめ	今後の対応方針	最終とりまとめ（素案）
<p>③ 市町村（市町村流域：数万 ha 規模） 具体的な森林の取扱いのルール（間伐や保育の基準、皆伐面積の上限、生物多様性保全のための施業上の配慮事項等）、路網の基本計画、集約化計画を地域のコンセンサスを図りつつ定めること、かつ、直接森林所有者や森林組合、林業事業体を指導しつつ進めることといった役割を明確化し、市町村森林整備計画が森林のマスタープランとなるよう位置付け。 森林経営計画（仮称）が作成されない森林（白地地域）については、伐採・造林の届出制、要間伐森林制度を見直すことなどにより適切な施業を確保。 また、計画を図示するとともに、機能区分等の区域設定については、地域の特性を踏まえて、自主的な取組が行われるよう措置するとともに、計画事項についても自主的に追加できるよう見直し。</p>	<p>①市町村森林整備計画の記載内容の見直し ②国が例示した機能区分を基本として、地域的に期待される機能も含め、当該市町村で区分する森林の区分を明示するとともに、区分毎の施業方法を明示（参考資料VI.1,2） ③路網ネットワークの基幹となる林道・林業専用道の開設計画を盛り込み（参考資料IV.1） ④図面の添付を必須化するとともに図示すべき事項を明確化 ⑤新設する伐採の中止や伐採後の造林についての行政命令（後述）を発出する基準を明示</p>	<p>③ 市町村（市町村流域：数万 ha 規模） 市町村森林整備計画については、地域森林計画に準じて記載内容の見直しを行うとともに、計画事項の自主的な追加を促すよう通知の見直しを行う。 具体的には、森林所有者等に対する森林施業上の規範（主・間伐や保育などの基準）を示すとともに、地域森林計画に掲載されている林道を含めた路網ネットワークの全体像が明らかになるよう工夫する。また、生物多様性保全のための施業上の留意点も記載することとする。 森林の区分に当たっては、市町村が地域の特性を踏まえて、全国森林計画、地域森林計画に記載されている例示を参考に、フォレスターによる技術的な支援等も受けつつ主体的に行えるよう見直し。 これらの見直しにより、市町村森林整備計画が地域の森林のマスタープランとなるよう位置づけるとともに、計画内容については、森林・林業関係者をはじめ一般市民の森林づくりへの理解と協力を得るため図化するなど分かりやすく示すものとする。 森林経営計画（仮称）が作成されない森林については、伐採及び伐採後の造林に関する届出制度、要間伐森林制度を見直すことなどにより適切な施業が確保できるよう措置する。</p>
<p>計画策定・実行に当たっては、市町村森林委員会（仮称）の設置などの方法により地域の関係者による協議、合意形成を図り、森林所有者等の林業関係者、NPO等と協働を推進。加えて、複数市町村の共同による計画策定・実行や、都道府県への計画策定・実行の委託といった手法も活用。また、区域の設定や森林整備の円滑化などの観点から国有林との連携を推進。</p>	<p>①市町村森林整備計画を作成・変更する場合に有識者の意見を聴かなければならない旨を義務付けることについて検討（参考資料IV.3） ②複数市町村による事務の共同処理、都道府県への事務委託について、地方自治法による既存の枠組みを都道府県に情報提供することで対応。</p>	<p>計画の策定に当たっては、地域の関係者との協働による作成を推進するため、森林所有者、森林組合等の林業関係者、NPOを含めた合意形成の手續の明確化を図る。また、森林所有者、森林組合、民間事業者等による具体の森林施業の実施に当たって、それぞれの実施主体に対する市町村の指導が適切に実施できる体制とする。 このような取組を着実に推進するため、フォレスターが市町村行政に関与できる仕組みを導入するとともに、複数市町村の共同による計画策定や、都道府県による計画策定の受託・支援といった手法も活用する。また、森林共同施業団地等の設定や森林整備の円滑化などの観点から国有林との連携を推進する。</p>

中間とりまとめ	今後の対応方針	最終とりまとめ（素案）
<p>④ 森林所有者等（最小流域：数百 ha 規模） 現行の森林施業計画制度を廃止して、効率的な森林施業を確保できる単位ごとに具体的・合理的森林施業、集約化計画、路網計画となる森林経営計画（仮称）制度を検討。単独又は共同で策定する森林経営計画についても検討。さらに両者の関連性についても十分検討。</p> <p>これにより、森林の生物多様性の保全など公益的機能の発揮とも両立が図られた、採算性の高い効率的な施業（持続的な森林経営の基礎）を推進するとともに、最小流域単位での計画的な木材供給量が把握可能（安定供給体制の基礎）。</p>	<p>①従来の森林施業計画に代わるものとして森林経営計画（仮称）を創設。</p> <p>②森林経営計画（仮称）の作成にインセンティブを与えるため、認定を受けた森林経営計画（仮称）に基づく取組に限定して支援を行う直接支払（ハード・ソフト）を導入（参考資料V）</p> <p>③森林経営計画の認定基準として、全機能に共通の施業基準を示すとともに、公益的機能別施業森林については森林の区分別に上乘せとして複数の施業基準を例示。</p> <p>④森林経営計画の認定基準となる施業の方法について、国が省令で示す公益的機能別施業森林の施業基準を土台として、国の例示を参考に、各市町村において森林の区分毎に上乘せ又は緩やかな認定基準を設定することを可能とする。</p> <p>⑤国が省令で示す基準、又は更に厳しい基準を認定基準とした際には、当該森林を公益的機能別施業森林とする。（参考資料VII.1）</p>	<p>④ 森林所有者等（最小流域：数百 ha 規模） 効率的な森林施業を確保し、森林の有する多面的機能の持続的な発揮に資するため、現行の森林施業計画制度を改め、原則として林班又は連たんする複数林班単位で作成する森林経営計画（仮称）制度を創設する。その際、自己森林において既に持続的な森林経営を実施している森林所有者（一定規模以上の森林を所有）が、独自に計画を作成することも認めることとする。 また、森林所有者のほか、意欲と能力を持ち森林経営の受託等を通じて森林所有者の森林を含めて森林経営を行う特定受託者（仮称）が、単独又は共同で森林経営計画（仮称）を作成することができるものとする。この場合、周辺の森林経営計画（仮称）と調和を図るとともに、当該森林が所在する市町村の市町村森林整備計画と適合したものとする。 国は、森林経営計画（仮称）の認定基準として、全ての対象森林に共通の施業基準を示すとともに、公益的機能の発揮が期待される森林については、機能区分毎に複数の上乘せ基準を示すこととする。 これにより、森林の生物多様性の保全など公益的機能の発揮とも両立を図り、かつ、合理的な路網計画も具備した効率的な施業（持続的な森林経営の基礎）を推進するとともに、最小流域単位での計画的な木材供給量の把握を可能（安定供給体制の基礎）とする。</p>
<p>⑤ 国が示す3機能区分を止め、地域主導の機能区分制度の創設 重視すべき機能に応じて目指すべき森林の姿を定めている、水土保持林、森林と人との共生林、資源の循環利用林の3区分について、区分の実施方法が解り難い制度との指摘が多く、また、地域において関係者が当該森林の位置づけや将来の姿について議論する上での材料として利用されていない実態を踏まえ、廃止。</p> <p>新たに、溪畔林やレクリエーションの用に供する森林など公益的機能を発揮すべき森林について、地域の実情や必要に応じて、地域の合意形成の下で森林の取扱方法や目指すべき森林の姿を定め、地方が自ら区分する制度を導入。この場合、国は、公益的機能を発揮すべき森林の種類や目指すべき森林の姿を例示的に示すことに留め、具体の区域設定は地方が実施する仕組み（白地もあり）。</p>	<p>①森林が有する水源かん養、山地災害防止/土壌保全、快適環境、保健・レクリエーション、文化、物質生産、希少野生動植物の生息・生育地保全等の機能と、それぞれの機能毎の望ましい森林の姿と必要な施業方法を国が例示し、国の例示を参考に市町村が地域の意見を反映しつつ、地域が主体的に森林の区分を行う制度を創設。</p> <p>②森林の区分は重複を認めつつ、どの区分にも属さない森林（白地）もあり得るとの考え。（参考資料VI.1,2）</p>	<p>⑤ 国が示す3機能区分を止め、地域主導の森林の区分制度の創設 重視すべき機能に応じて目指すべき森林の姿を定めている、水土保持林、森林と人との共生林、資源の循環利用林の3機能区分について、区分の実施方法が分かりにくい制度との指摘が多く、また、地域において関係者が当該森林の位置づけや将来の姿について議論する上での材料として利用されていない実態を踏まえ、廃止する。</p> <p>これにかえて、新たに、森林が有する機能として、水源かん養、山地災害防止/土壌保全、快適環境、保健・レクリエーション、文化、物質生産、希少野生動植物の生息・生育地保全等を明示しつつ、それぞれの機能毎の望ましい森林の姿と必要な施業方法を国、都道府県が例示し、その例示を参考に市町村が地域の意見を反映しつつ、主体的に森林の区分を行うこととする。この場合、公益的機能の発揮の観点から施業上留意する必要がある森林のみを区分することや、どれにも区分されない森林（白地）があることも可能である。</p>
<p>また、持続的な森林経営を通じて適切な整備を進める手法、セーフティネットとして公的主体が整備を進める手法及び対象森林について検討するとともに、地方が定める公益的機能を発揮すべき森林と調整。</p>	<p>(2) ④で記述。</p>	<p>削除（公的関与によるセーフティネットに統合）</p>

中間とりまとめ	今後の対応方針	最終とりまとめ（素案）
<p>(2) 適切な森林施業が確実に行われる仕組みの整備</p> <p>① 全ての森林所有者に対する責務の明確化</p> <p>a. 伐採、更新ルールの明確化、徹底</p> <p>森林資源の成熟化に伴い、持続的な森林経営の理念無く無秩序な伐採が行われることが懸念される中、現行制度では、このような伐採行為の防止や伐採後の更新を確保する仕組みが欠如。このため、</p> <p>ア. 国が皆伐面積の上限に関する最低基準を明示した上で（保安林との関係について整理）、</p> <p>イ. 市町村森林整備計画において、地域の特性に応じた皆伐面積の上限値を定めるとともに、</p> <p>ウ. 不正な伐採が行われないよう、一定面積以上の伐採を抑止する仕組みを導入することや、市町村森林整備計画の基準に適合しない伐採行為により産出された木材を違法伐採木材として市場で排除する仕組みを導入。</p>	<p>① 無届の場合も含め、普通林の伐採、造林の行政命令を発出できる制度を構築するとともに、森林計画制度の中で天然更新完了基準を定めることにより、造林未済地の解消を図る。(参考資料Ⅲ.1,2)</p> <p>具体的には、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 全国森林計画に皆伐面積の上限の設定の考え方・最低基準を記述 ・ 地域森林計画において更新に関する基準を明確化 ・ 市町村森林整備計画に適合しない伐採の中止についての行政命令を発出できる措置を検討（無届け伐採についても伐採の中止命令を可能とすることで担保） ・ 市町村森林整備計画において天然更新完了基準の適用範囲を明示するとともに、地域の実情を踏まえて、森林経営計画（仮称）の認定基準を設定 <p>② これらの措置と併せ、森林管理・環境保全直接支払制度の対象森林を森林経営計画（仮称）に限定することで、森林所有者に森林経営計画（仮称）への参加を促し、適切な伐採・更新の実施を確保</p> <p>③ 研究機関等における皆伐面積の上限に関する科学的分析等の研究を推進。これらの成果の情報提供に努める。</p> <p>④ 市町村森林整備計画の基準に適合しない伐採行為により産出された木材が違法伐採木材として市場で淘汰される仕組みを導入</p>	<p>(2) 適切な森林施業が確実に行われる仕組みの整備</p> <p>① 全ての森林所有者に対する責務の明確化</p> <p>a. 伐採、更新ルールの明確化、徹底</p> <p>森林資源の成熟化に伴い、持続的な森林経営の理念が無いまま無秩序な伐採が行われることが懸念される中、現行制度では、このような伐採行為の防止や伐採後の更新を確保する仕組みが欠如していた。</p> <p>このため、</p> <p>ア. 全国森林計画において、皆伐や更新の考え方・基準を示す。</p> <p>イ. 無秩序な伐採や造林未済地の発生を防止するため、伐採後に適切な更新が行われない森林に対して、植栽の命令が発せられる仕組み等を導入する。</p> <p>ウ. これらの措置と併せ、森林管理・環境保全直接支払制度の支援対象を森林経営計画（仮称）対象森林に限定することで、森林所有者等が森林経営計画（仮称）を作成することを促し、全ての森林において適切な伐採と伐採後の更新の確保が図られるよう誘導する。</p> <p>エ. 市町村森林整備計画の基準に適合しない伐採行為により産出された木材が違法伐採木材として市場で淘汰される仕組みを導入する。</p> <p>なお、独立行政法人森林総合研究所等における皆伐や更新と公益的機能の関係等に関する科学的分析等の研究を積極的に進めるとともに、これらの成果の情報提供を行う。</p>
<p>また、伐採後に適切な更新が行われない森林に対して、植栽の命令が発せられる仕組みの導入。</p>	<p>①市町村森林整備計画に適合しない伐採後の造林についての行政命令を発出できる措置を検討</p> <p>②植栽命令の基準については、市町村森林整備計画に天然更新完了基準を明記させることで検討</p>	<p>上記「ア。」で記述</p>
<p>さらに、伐採後の更新を推進していくため、これに必要な優良な苗木の供給体制を整備するとともに、シカなどの獣害対策を推進。</p>	<p>①造林の低コスト化等につながる優良な苗木の安定供給体制の整備を推進</p> <p>②獣害対策については、造林と一体的な被害防止施設の整備を行うとともに、「鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律」による鳥獣被害防止計画に基づく対策等と連携して、森林被害対策を推進</p>	<p>さらに、伐採後の更新を推進していくため、造林の低コスト化等につながる優良な苗木の供給体制を整備するとともに、シカなどの獣害対策については、造林と一体的な被害防止施設の整備を行うとともに、「鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律」による鳥獣被害防止計画に基づく対策等と連携して、森林被害対策を推進する。</p>

中間とりまとめ	今後の対応方針	最終とりまとめ（素案）
<p>b. 適切な森林施業の確保のための委託の推進</p> <p>森林所有者に対する働きかけが十分でなかったこと、採算性の低下や世代交代等による森林所有者の林業に対する関心の低下等が、施業集約化など効率的で儲かる林業に向けた取組の障害となりかねない状況。</p> <p>このため、全ての森林所有者に施業の必要性を認識してもらう努力を行った上で、自ら施業を行い得ない場合には、意欲と実行力のある者への施業の委託、さらには森林経営の委託が進むような仕組みを創設。</p> <p>具体的には、市町村森林整備計画において、間伐等の施業が必要な森林全てを要間伐森林としてリストアップすることにより、森林所有者や意欲と実行力のある者に対して施業必要箇所を明示した上で、意欲と実行力のある者が当該要間伐森林を含め一体的な施業を行うことを推進。</p> <hr/> <p>併せて、このような施業集約化に積極的に取り組む者を対象とする助成制度を創設。</p>	<p>①間伐すべき森林を要間伐森林として市町村森林整備計画に記載</p> <p>②早急に間伐すべき森林については、所有者不明な場合も含め、行政の裁定により施業代行者が所有者に代わって間伐を実施しうよう措置を検討</p> <p>③施業代行については、直接支払いの対象となるよう措置（参考資料Ⅳ）</p> <hr/> <p>①森林管理・環境保全直接支払制度の導入（参考資料Ⅴ）</p>	<p>b. 適切な森林施業の確保のための委託の推進</p> <p>森林所有者に対する働きかけが十分でなかったこと、採算性の低下や世代交代等による森林所有者の林業に対する関心の低下等が、施業集約化など効率的で儲かる林業に向けた取組の障害となりかねない状況となっていた。</p> <p>このため、全ての森林所有者に施業の必要性を認識してもらう努力を行った上で、自ら施業を行い得ない場合には、意欲と実行力のある者への森林経営の委託を進めることが必要である。</p> <p>具体的には、特定受託者（仮称）による森林経営計画（仮称）の作成・実行を促進することと併せ、要間伐森林制度を見直し、市町村森林整備計画において間伐すべき森林を明らかにして、森林所有者による自発的な間伐を促しつつ、早急に間伐すべき森林については、特定受託者（仮称）等の施業代行者が所有者に代わって間伐を実施しうる措置を講じる。</p> <hr/> <p>併せて、森林管理・環境保全直接支払制度などにより、この取組を推進する。</p>
<p>② まとまりをもった施業を実施しうる体制の構築</p> <p>利用期を迎えつつある資源を活用し持続的な森林経営を実現するためには、面的なまとまりの下、集約化や路網整備を進めつつ効率的な施業を進めて行くことが重要。</p> <p>このため、森林所有者の責務の明確化や代行制度を措置することと併せて、意欲と実行力のある者が、最小流域単位（数百ha規模）に面的なまとまりをもって集約化や路網整備等に関する計画を作成する森林経営計画（仮称）制度を検討。</p> <p>この場合、既に適切な森林施業を確保している森林所有者の取組を認める仕組みを検討。</p> <p>このことにより、最小流域単位で計画的かつ効率的な施業実施が明らかになり、木材の安定供給体制の構築に寄与するとともに、森林経営の自立に向けた環境を整備。</p> <p>また、森林経営計画（仮称）が継続的に作成されるよう、税制特例による支援策を措置。</p> <hr/> <p>なお、集約化に当たっては、集約化施業や路網設計等に必要となる専門的な知識・技術を有していることなどの要件を満たす森林組合、民間事業者、大規模所有者など意欲と実行力のある者が誰でも森林経営の主体となれるよう、必要な森林情報の提供等を行うことと併せて、確実に森林経営計画（仮称）の作成や施業の受託を行う仕組みを導入。</p>	<p>①森林経営計画の記載内容の中に集約化施業の代表者、路網計画を位置づけ</p> <p>②直接支払制度（ハード・ソフト）を導入（平成23年度予算新規要求）</p> <p>ア 集約化推進のためのソフト経費を措置</p> <p>イ 集約化実施計画（経過措置期間中は、別途作成も可）に基づく搬出間伐等の施業に対するハード（定額）補助を措置</p> <p>ウ 森林経営計画（仮称）に係る取組に限定（平成24年度以降）</p> <p>③現行の森林施業計画に基づく山林所得について特別控除がされる税制特例措置の延長を要望（平成24年度には森林経営計画について同等の措置を要望）。</p> <p>森林経営計画（仮称）の認定を受けて、施業の集約化等に取り組む森林所有者に対する相続税・贈与税の特例措置を要望。</p> <hr/> <p>①意欲と能力を持つ森林経営の受託者を特定受託者（仮称）として制度上に位置づけ。</p> <p>②市町村長が、森林経営計画（仮称）を作成しようとする者の求めにより、受委託の推進に必要な情報提供、助言・あっせん等の援助を行うような措置を検討（参考資料Ⅶ.2）</p> <p>③認定を受けた特定受託者（仮称）や認定を受けた森林所有者（一定の規模要件を満たす）が、要間伐森林の施業代行者となり得るような措置を検討。</p>	<p>② まとまりをもった施業を実施しうる体制の構築</p> <p>利用期を迎えつつある資源を活用し持続的な森林経営を実現するためには、面的なまとまりの下、施業の集約化や計画的に路網を整備し、効率的な施業を進めて行くことが重要である。</p> <p>このため、森林所有者の責務の明確化や代行制度を措置することと併せて、森林所有者や特定受託者（仮称）が、面的なまとまりをもって集約化や路網整備等に関する計画を作成する森林経営計画（仮称）制度を創設する。</p> <p>このことにより、計画的かつ効率的な施業実施が明らかになり、木材の安定供給体制の構築に寄与するとともに、森林経営の自立に向けた環境を整備する。</p> <p>この場合、自己森林において、既に持続的な森林経営を実施している森林所有者（一定規模以上の森林を所有）が、独自に計画を作成することも併せて認めることとする。</p> <p>また、森林経営計画（仮称）が継続的に作成されるよう、税制特例による支援策を措置する。</p> <hr/> <p>なお、集約化に当たっては、集約化施業や路網設計等に必要となる専門的な知識・技術を有していることなどの要件を満たす森林組合、民間事業者、森林所有者など意欲と能力を持つ者を特定受託者（仮称）として位置づける。この特定受託者（仮称）等に対しては、市町村長が集約化に必要な情報の提供、斡旋等の援助を行うこととする。併せて、確実に森林経営計画（仮称）の作成や施業の受託を行うことができるよう都道府県、市町村への指導・助言を徹底する。</p>

中間とりまとめ	今後の対応方針	最終とりまとめ（素案）
<p>③ 施業集約化に積極的に取り組む者を対象とする助成制度の創設 集約化等を進め持続的な森林経営を推進していくためには、個々の施業実施に対してまんべんなく助成する現行制度では限界。 このため、持続的な森林経営に向けた取組を約束することとなる森林経営計画（仮称）の作成者に限定して、集約化に向けた努力やコスト縮減意欲を引き出しつつ、必要な経費を支払う新たな支援措置の創設を検討。 この場合、助成対象者は、単に施業を受託する者ではなく、森林経営の責任を有している者に直接助成する仕組みを採用するとともに、合意形成など集約化に向けた取り組みについても支援。</p>	<p>①森林経営計画の記載内容に集約化施業の代表者を位置付け ②直接支払制度（ハード・ソフト）を導入（平成23年度予算新規要求） ア 集約化推進のためのソフト経費を措置 イ 集約化実施計画に基づく搬出間伐等の施業に対するハード補助を措置 ウ 森林経営計画（仮称）に係る取組に限定（平成24年度以降）</p>	<p>③ 施業集約化に積極的に取り組む者を対象とする助成制度の創設 集約化等を進め持続的な森林経営を推進していくためには、個々の施業実施に対してまんべんなく助成する現行制度では限界がある。 このため、持続的な森林経営に向けた取組を約束することとなる森林経営計画（仮称）の作成者に限定して、集約化に向けた努力やコスト縮減意欲を引き出しつつ、必要な経費を支払う森林管理・環境保全直接支払制度を創設する。 この場合、助成対象者は、単に施業を受託する者ではなく、森林経営の責任を有している者とし、これらに直接助成する仕組みを採用するとともに、森林経営計画（仮称）の作成に必要な森林情報の収集や合意形成など集約化に向けた取り組みについても支援する。</p>
<p>また、支援制度創設に当たっては、複雑な助成体系の簡素化、透明性の確保等を併せて実施</p>	<p>①支援対象者及び対象森林の要件の整理 ②支援対象となる間伐（搬出間伐）の要件の整理 ③国による作業種ごとの統一工程の設定 ④補助事業の大幅な簡素化 ⑤透明性の高い契約方式の徹底</p>	<p>また、直接支払制度の創設に当たっては、国が作業種ごとの標準工程を定めて、単価の設定方法を明確化するとともに、補助事業の大幅な簡素化、透明性の高い契約方式の徹底等を併せて実施する。 また、補助事業計画の一元化・簡素化を図る。</p>
<p>④ 公的主体によるセーフティネットの構築 公益的機能の発揮を確保する上で、急傾斜地や高標高地など立地条件が悪く、自助努力等によっても適切な整備が図られない森林について、公的主体により広葉樹林化など将来的な負担がかからない整備を推進。</p>	<p>今後の森林整備は、森林経営計画（仮称）制度及び森林管理・環境保全直接支払制度により、所有者の自助努力等により持続的な森林経営を通じて推進することが基本。 一方、災害、立地条件、整備目的等から自助努力等による整備が困難な場合、次の手法により公的主体が整備し、針広混交林・広葉樹林に誘導。 ① 治山事業による保安林整備 ② 水源林造成事業 ③ 環境林整備事業（平成23年度予算新規要求） ・生物多様性等のため協定に基づき地方公共団体等が整備</p>	<p>④ 公的主体によるセーフティネットの構築 持続的な森林経営の推進により適切な森林整備を推進する一方で、急傾斜地で高標高地など立地条件が悪く、自助努力等によっても適切な整備が図られない森林等において公益的機能の発揮を確保するため、将来的な整備の負担を軽減する針広混交林化・広葉樹林化等の多様な整備を推進する。このため、必要に応じ治山事業や針広混交林の造成等に転換した水源林造成事業等の公的主体による整備を行うとともに、生物多様性の保全等の観点から地方公共団体等と森林所有者等が締結する協定に基づき整備を行う。</p>
<p>⑤ 里山等における広葉樹林の適切な整備の推進 かつて里山等においては、生活物資であった薪炭利用等のための循環利用を通じた適切な整備が行われ、生物多様性に富んだ広葉樹を主体とした森林が維持されてきたが、利用の途が途切れたことにより放置され、植生の遷移（生物多様性の変化）が進むとともに、竹の繁茂等の問題が発生。 また、製紙用チップ、エネルギー利用など木質バイオマスの利用拡大などにより、里山広葉樹林の価値が見直される機運が生じる一方、今後、奥山も含め広葉樹林に対する伐採圧力が高まることが懸念される状況。 このような状況を踏まえて、里山等における広葉樹林を生物多様性に富んだものに再生するとともに、地域資源を有効に活用するため、</p>	<p>里山等における広葉樹林を生物多様性に富んだものに再生するとともに、地域資源を有効に活用するため、川上から川下までの相互協力を推進する。 適切に整備するための施業体系の構築等を行うにあたっては、製紙メーカーをはじめとした利用サイドも交えた形で行う。</p>	<p>⑤ 里山等における広葉樹林の適切な整備の推進 かつて里山等においては、生活物資であった薪炭材生産のための循環利用を通じた適切な整備が行われ、広葉樹を主体とした生物多様性に富んだ森林が維持されてきたが、薪炭利用が途切れた結果、多くの里山林が放置され、植生の遷移（生物多様性の変化）が進むとともに、竹の繁茂等の問題が発生している。 また、木材チップ原料、エネルギー利用など木質バイオマスの利用拡大などにより、里山広葉樹林の価値が見直される機運が生じる一方で、今後、奥山も含め広葉樹林に対する伐採圧力が高まることが懸念される状況にある。 このような状況を踏まえて、里山等における広葉樹林を生物多様性に富んだものに再生するとともに、地域資源を有効に活用するため、</p>

- a. 適切に整備するための施業体系の構築
 - b. 製紙用チップ、エネルギー利用など新たな需要に向けた供給体制の整備
 - c. エネルギー利用に際しては、カーボン・クレジット取引の仕組み等を活用
- 等について推進。また、森林経営計画（仮称）に取り込む等により計画的な利用を確保するとともに、繁茂等の問題が生じている竹の除去やその後の適切な管理と利用を推進。

- a. 適切に整備するための施業体系の構築**とその実施**
 - b. **木材チップ原料**、エネルギー利用など新たな需要に向けた供給体制の整備
 - c. エネルギー利用に際しては、カーボン・クレジット取引の仕組み等**の活用**
- 等について**推進する**。
また、森林経営計画（仮称）を**林班又は連たんする複数林班単位で作成することを通じて、計画への里山林の取り込みを促し**、計画的な利用を確保するとともに、繁茂等の問題が生じている竹の除去やその後の適切な管理と利用を**推進する**。

中間とりまとめ	今後の対応方針	最終とりまとめ（素案）
<p>(3) 広範に低コスト作業システムを確立する条件整備</p> <p>① 施業集約化の推進 低コスト作業システムを広範に確立するためには、そのベースとなる施業集約化を施策の基本に据える必要。 このため、森林施業プランナーの育成の加速化、集約化計画の役割を担う森林経営計画（仮称）制度の創設、集約化森林への支援措置の限定化等により、意欲のある林業事業者等が行う施業集約化を助長する施策を集中的に推進。施業集約化を進める上で欠かせない境界の明確化については、国土交通省とも連携し加速化。 また、民有林と国有林が一体となって効率的に路網整備や間伐等の森林整備に取り組むための森林共同施業団地の設定を推進。</p>	<p>①森林経営計画（仮称）制度の創設 ②直接支払い制度の導入（集約化推進のためのソフト経費を措置） ③森林施業プランナーの増員と能力向上</p>	<p>(3) 広範に低コスト作業システムを確立する条件整備</p> <p>① 施業集約化の推進 低コスト作業システムを広範に確立するためには、そのベースとなる施業集約化を施策の基本に据えることが必要である。 このため、森林施業プランナーの育成の加速化と能力の向上、森林経営計画（仮称）制度の創設、集約化森林への支援措置等により、意欲のある林業事業者等が行う施業集約化を助長する施策を集中的に推進する。施業集約化を進める上で欠かせない境界の明確化については、国土交通省とも連携し加速化するとともに、必要な路網の設置に当たっての土地の使用について、所有者が不明な場合にも対応できるように手続の改善を図る。 また、民有林と国有林が一体となって効率的に路網整備や間伐等の森林整備に取り組むための森林共同施業団地の設定を推進する。</p>
<p>② 路網基準や整備方針の明確化 我が国の森林は、傾斜、降雨量、土質等極めて多様で厳しい自然条件の下にあることから、路網作設に当たっては、これまで各地で、地域の条件に応じ、知見、経験の蓄積により工法が発展してきた一方で、損壊する事例もあり、簡易で耐久性のある路網作設の基本的事項の整理が必要となっている状況。 このため、規格構造、個別工法や注意事項（伐開幅、横断溝、排水、丸太組工、根株、路肩等）などについて整理を行い全国的に共通する規格・技術指針等を作成。また、路網計画における林道、森林作業道等それぞれの役割分担、自然条件、作業システム等に応じて林道、森林作業道等が適切に組み合わせられた路網ネットワークの基本的な考え方などを整理。</p>	<p>①路網・作業システム検討委員会において、路網の区分を、「林道」、「林業専用道」、「森林作業道」に整理。 ②「林業専用道」、「森林作業道」については、規格・構造を示す指針を作成し、丈夫で簡易な路網作設の基本的事項を整理。「林業専用道」は林道として位置づけ、今後、林道規程を改訂。 ③各段階の森林計画における「林業専用道」、「森林作業道」の取扱いを整理。</p>	<p>② 路網基準や整備方針の明確化 我が国の森林は、地形、地質、土質、降雨量等極めて多様で厳しい自然条件の下にあることから、路網作設に当たっては、これまで各地で、地域の条件に応じ、知見、経験の蓄積により工法が発展してきたが、その一方で、損壊する事例もあり、丈夫で簡易な路網作設の基本的事項の整理が必要な状況となっている。 このため、路網を構成する道の区分について、一般車両の走行を想定する林道、10 t 積みトラック等の林業用車両の走行を想定する林業専用道、フォワーダ等の林業機械の走行を想定する森林作業道に再整理し、林業専用道の規格・構造を林道規程に位置づけるとともに、林業専用道、森林作業道の作設指針を作成する。 また、路網計画におけるそれぞれの道の役割や、自然条件、作業システム等に応じてそれぞれの道が適切に組み合わせられた路網の基本的な考え方などを整理する。</p>
<p>③ 路網作設オペレーター育成や路網整備の加速化に向けた支援 簡易で耐久性のある路網の整備を進めていく上で、現場の地形や土質等の現場の条件を踏まえて路網計画を作成できる技術者や設計に沿って路網の作設ができるオペレーターなどの現場技能者が必要。このため、技術者や路網作設オペレーターを体系的に育成する仕組みを創設。 また、10年後にドイツ並みの路網密度を達成するため、路網作設オペレーター等の育成と併せ、路網整備を加速化させていくための支援を拡充。</p>	<p>①林業専用道設計者・監督者 林業専用道の設計書の作成や、設計書に基づき現場で微修正を行いながら林業専用道を作設できる者 ②森林作業道作設オペレーター 森林作業道作設指針を踏まえ、現地実習を中心とした研修の実施を通じて、丈夫で簡易な森林作業道を作設するオペレーター及びオペレーターの研修を担う指導者を養成。</p>	<p>③ 路網開設等に必要人材の育成や路網整備の加速化に向けた支援 丈夫で簡易な路網の整備を進めていく上で、現場の地形や土質等の条件を踏まえて、適切に林業専用道を作設できる設計者・監督者などの技術者や、施工現場で現地の状況に合わせて適切に森林作業道を作設できる技能者が必要である。このため、技術者や技能者を体系的に育成する仕組みを創設する。 また、10年後の木材自給率50%以上の目標の達成に向けて効率的な生産基盤を確立するため、路網開設等に必要人材の育成と併せ、路網整備を加速化させていくための支援を拡充する。</p>
<p>④ 機械化の推進等 森林施業を効率的かつ効果的に実施するため、先進的な林業機械の導入・改良や路網と作業機械を組み合わせ低コスト・高効率化を進め、地域に応じた多様な作業システムを明らかにするとともに、その整備・普及を推進。</p>	<p>①伐採対象木の太径木化に対応したハーベスタ、高性能フォワーダ、林地残材の運搬システム等の開発及び実用化に向けた改良の実施。 ②国内外の先進的林業機械の導入及び事業ベースでの運用結果を分析・評価し、広く共有。 ③事業者が試験的に導入する林業機械の短期レンタルに対する支援を通じて、生産性の高い作業システムの構築を促進。</p>	<p>④ 機械化の推進等 森林経営の収益性の向上を図るためには、路網整備と併せて合理的な林業機械作業システムの導入が重要である。 また最適な作業システムの導入に当たっては、林地傾斜、地形、地質、森林現況などの自然条件や、森林の所有形態、事業者の規模、木材加工業の現状などの社会経済条件などを踏まえて決定すべきものであることから、今後、地域で合意・納得した方向と戦略を明らかにすることが必要である。 さらに、森林資源の成熟に伴う伐採木の太径化や木質バイオマス需要の増大等の変化に対応する林業機械を開発するとともに</p>

		に、国内外の先進林業機械について、我が国の立地条件等に適合させるための改良とその評価・分析等を通じ、将来の作業システムの方向性を明らかにする。 加えて、生産性の高い作業システムを普及するため、林業機械のリースやレンタルの充実・活用を促進する。
--	--	--

中間とりまとめ	今後の対応方針	最終とりまとめ（素案）
<p>（４）担い手となる林業事業体や人材の育成</p> <p>① 持続的な森林経営を担う森林組合改革、林業事業体の育成 責任を持って森林経営計画（仮称）を作成するなど地域の森林経営を担う組織体や、競争原理の下で効率的な施業を実施する林業事業体を育成するため、森林組合、林業事業体の役割を明確化しつつ、それぞれを早急に育成。</p>	<p>○森林組合による施業集約化の促進、本業優先のルール・仕組み、森林組合と民間事業体のイコルフットイングの確保に係る施策を講ずることにより、地域の森林経営を担う組織体や競争原理の下で効率的な施業を実施する林業事業体の育成を推進</p>	<p>（４）担い手となる林業事業体や人材の育成</p> <p>① 持続的な森林経営を担う森林組合改革、林業事業体の育成 責任を持って森林経営計画（仮称）を作成するなど地域の森林経営を担う組織体や、競争原理の下で効率的な施業を実施する林業事業体を育成するため、森林組合、民間事業体の役割を明確化しつつ、それぞれを早急に育成する。</p>
<p>森林組合については、施業集約化、合意形成、森林経営計画（仮称）作成を第一の業務とするといった役割を明確化。</p>	<p>○森林組合は、施業集約化・合意形成、森林経営計画（仮称）の作成等を最優先の業務として取り組むこととし、この旨、自ら定める運動方針の中に位置づけ。また、森林組合システムの運動方針の実効性を確保するための取組を推進。</p>	<p>森林組合については、施業集約化、合意形成、森林経営計画（仮称）作成を最優先の業務とし、系統全体の共通認識として醸成することが重要である。 このため、平成22年10月の全国森林組合大会において、これを最優先の業務として取り組むことが運動方針の中で位置づけられたことを受けて、全国及び都道府県単位で推進組織を設置するとともに、毎年度ごとに都道府県森林組合連合会から施業集約化等の実績の報告を受けて集計し、結果をフィードバックしながら取組を推進する。</p>
<p>また、員外利用についてのルールを整理し厳格に運用するほか、森林組合に対する組合員のチェック機能の確保、森林組合作業班が行う事業に関する林業事業体とのイコルフットイングの確保の仕組みを構築。</p>	<p>○毎年度、森林経営計画（仮称）の作成、計画に基づく森林整備の実行状況を明確にし、これらが適切に作成、実行されていない場合には、その原因と認められる員外利用の停止を求めるとの方向で、森林組合の総会手続きや行政庁の組合検査によるチェックの仕組み、ルールづくりを推進</p> <p>○森林組合会計の見直し・情報公開</p> <p>①補助金収入も含めた収支の全体像がわかるような計算書類を追加</p> <p>②人件費、事務費等の事業管理費の配賦について、実態把握がゆがめられることのないよう、検査の強化</p> <p>③キャッシュフローの義務化に向けた条件整備</p> <p>④経営内容に関する明確かつ簡潔な指標を森林組合の総会において報告。広報、ホームページ等を活用した組合員への情報公開。他組合と比較できるよう、指標の全国平均、都道府県平均について、全森連、都道府県森連、林野庁ホームページでの公表を検討。</p>	<p>また、森林組合において、毎年度、森林経営計画（仮称）の作成状況、計画に基づく森林整備の実行状況を明確にし、これらが適切に作成、実行されていない場合には、その原因と認められる員外利用の停止を求めるとの方向で、森林組合の総会手続きや行政庁の組合検査によるチェックの仕組み、ルールづくり等を行う。具体的には、森林経営計画（仮称）の作成状況、計画に基づく森林整備の実行状況、員外利用との関係が適切かどうか総会で承認を得るとともに、都道府県森林組合連合会による森林組合への監査においてもチェックを行う。また、行政庁の組合検査において、森林経営計画（仮称）の作成、実行状況が不適切と判断された場合には、その要因を分析するとともに、施業集約化への取組と員外利用等について、改善策の作成・実行を求めるとする。</p> <p>さらに、森林組合員から見て、経営内容がより明確に把握でき、効率化の努力、他の森林組合等との比較がチェックできるような決算書類の見直し、情報の開示を推進する。</p>
<p>林業事業体については、規模が小さい事業体が多く、機械化も進んでおらず、生産性が十分に上がっていないものが多い現状。木材自給率50%に向けた木材生産の拡大を図るためには、効率的な作業システムの導入及び機械化を促進し、生産性の高い木材生産を行いうる林業事業体の育成が必要。</p> <p>こうした林業事業体を育成するに当たっては、まず、継続的に事業を営めるよう、事業量や森林所有者等からの信頼を確保することも不可欠であり、そのため、必要な事業実行能力、社会的信用、人事管理能力などを向上させるため新たな仕組みや手法を構築。</p>	<p>①現場技能者を育成するための段階的かつ体系的な研修カリキュラムの整備</p> <p>②研修修了者の登録制度の創設</p> <p>③チェックリストの作成による都道府県や林業労働力確保支援センターによる雇用管理の指導の徹底</p> <p>④民有林・国有林それぞれの将来事業量が市町村単位等で明確になる仕組みの検討</p>	<p>林業事業体については、規模が小さい事業体が多く、機械化も進んでおらず、生産性が十分に上がっていないものが多い現状にある。木材自給率50%に向けた木材生産の拡大を図るためには、効率的な作業システムの導入及び機械化を促進し、木材生産性の高い林業事業体の育成が必要である。</p> <p>こうした林業事業体を育成するに当たっては、まず、継続的に事業を営めるよう、事業量や森林所有者等からの信頼を確保することが不可欠であり、そのためには、事業実行能力、社会的信用、人事管理能力などを総合的に向上させるための新たな仕組みや手法を構築する必要がある。</p> <p>このため、流域や市町村を単位として民有林・国有林それぞれの将来事業量が明確になる仕組みの検討を進めるとともに、発注者等が事業体の事業実行能力を客観的に評価できる仕組み</p>

を導入する。このほか、事業主による現場作業員等の客観的な人事評価や都道府県による雇用管理の指導が可能となるよう人事管理マニュアルやチェックリストを作成・配布する。さらに、国有林については、事業の発注や事業体の人材育成のためのフィールドの提供等を通じて事業体の育成に貢献する。

中間とりまとめ	今後の対応方針	最終とりまとめ（素案）
<p>② イコールフットイングの確保 持続的な森林経営を実現するためには、段階的に施業の委託から森林経営の委託へ誘導していくことにより、まとまりを持った施業の実施を責任を持って進めることのできる体制を構築することが重要。 このため、森林組合、林業事業体、大規模所有者など意欲と実行力のある者が誰でも森林経営の主体となれるよう、施業集約化に向けた合意形成・計画づくりの段階でのイコールフットイングを図るため、必要な森林情報を公平に提供できる方策を導入。</p>	<p>①都道府県から意欲と能力を持つ者に必要な森林情報が提供されるよう個人情報事務取扱登録簿の改正を行う取組について助言を実施</p>	<p>② イコールフットイングの確保 森林整備を計画的かつ効率的に実施していくためには、森林整備の仕事の質を確保しつつ、林業事業体における低コスト化への取組を促すよう、森林整備の担い手である林業事業体間の競争が働く仕組みを構築する必要がある。 このため、a. 施業集約化に向けた合意形成・計画づくり、b. 計画に従った事業実行、それぞれの段階で森林組合と民間事業体のイコールフットイングが確保される仕組みを導入する。 a. 施業集約化に向けた合意形成・計画づくりの段階 持続的な森林経営を実現していくためには、意欲と能力を持つ者に対して森林経営の委託を進めることが重要であり、自ら森林施業を行い得ない森林所有者については、森林経営計画（仮称）の作成を通じて、段階的に森林施業の委託から森林経営の委託へ誘導していく必要がある。こうした観点からも、施業の集約化に必要な情報について、森林経営計画（仮称）を作成する意欲と能力を持つ者には等しく提供する必要がある。 具体的には、平成22年9月に閣議決定された「新成長戦略実現に向けた3段階の経済対策」に基づき、集約化に必須である森林簿及び森林計画図が開示されるよう都道府県に対する助言を行うとともに、市町村長が森林経営計画（仮称）を作成する意欲と能力を持つ者に対して、集約化に必要な情報の提供等を行うことを促すよう措置する。</p>
<p>また、森林経営計画（仮称）に従って事業を実行する段階で、計画作成者が明確かつ客観的な基準で事業実行者を選択し、選択結果について透明性を確保し説明責任を果たす仕組みを導入。</p> <p>さらに、森林経営計画（仮称）を安易に変更できない仕組みとしフォレスターによるチェックを働かせることにより、員外利用の厳格化と相まって、いわゆる森林組合による抱え込みを防止しつつ、一定の能力を備えた森林組合、林業事業体によって、競争原理の下、効率的かつ質の確保された森林施業が推進されるよう、登録・評価制度等、森林組合、林業事業体の育成方策を導入。</p>	<p>①総合評価落札方式による競争入札の活用に向けて環境整備（明確かつ客観的な基準の作成、登録・評価の仕組みを導入、実行者の選択結果・理由の説明責任付与） ②特定受託者に対し、事業実行者を選択した理由、事業の結果を、森林所有者に報告することを指導</p>	<p>b. 森林経営計画（仮称）に従って森林整備事業等を実行する段階 森林整備事業等を実施する際、計画作成者が明確かつ客観的な基準で事業実行者を選択し、その選択結果と理由を明らかにすることで、競争の確保による事業実行の効率化と透明性を確保し説明責任を果たす仕組みを導入する。具体的には、総合評価落札方式を参考に、価格以外の技術力など事業実行能力を加味して事業実行者を選択できるように、ガイドラインを示すとともに事業体情報を登録・評価する仕組みを導入する。 また、計画作成者は、事業実行者の選択結果と理由を森林所有者に報告するとともに、都道府県への事業実績報告書に事業実行者と森林所有者への報告状況を明記させることにより、関係者間で情報を共有し、選択結果や理由の透明性を確保し、森林所有者等への説明責任を果たすことを検討する。 さらに、森林経営計画（仮称）の作成に当たっては、必要な整備量を計画的かつ網羅的に明らかにしつつ、フォレスターによるチェックを働かせることにより安易な変更を防止し、員外利用の厳格化と相まって、いわゆる森林組合による抱え込みを抑制する。このようなイコールフットイングの確保と併せて、一定の能力を備えた森林組合、民間事業体によって、競争原理の下、効率的かつ質の確保された森林整備を推進する。</p>

中間とりまとめ	今後の対応方針	最終とりまとめ（素案）
<p>③ 人材育成 以上の取組を実効性あるものにするため、a. 市町村行政を補完するフォレスター制度、b. 戦略的経営を推進する体制の整備、c. 路網作設オペレーターの育成等についての方策や、d. 人材育成体制を構築。 a. フォレスター制度の創設 新たな仕組みを推進する上で、市町村行政の役割が重要となるが、現状の体制では十分な役割が発揮しがたい状況。 このため、森林・林業に関する専門知識・技術等に一定の資質を有した者にフォレスターとしての資格を認定し、その権能として、市町村森林整備計画の策定や市町村が行う行政事務に携わることができる仕組みを検討。 具体的には、フォレスターが市町村行政に関与し、適切に活動を行うための体制を構築するとともに、当面は都道府県に配置されている林業普及指導員や国有林の技術者等を所要の制度的な手当を行いつつ活用することにより市町村行政をバックアップできる体制を構築。</p>	<p>①フォレスターの人物像 長期的視点に立ち、目標をもって森林づくり計画し、的確に指導できる指導者 ②制度的位置づけ 林業普及指導員の試験内容をフォレスターの認定にふさわしいものに変更し、公務員、民間人を問わず普及指導員試験に合格した者をフォレスターとする。 ③フォレスターの権能 森林法で規定されている林業普及指導員が行う事務に、フォレスターとしての事務を追加することを検討。 また、現行の森林法で、市町村長が森林管理局長に対し技術的援助を求めることが可能となっているが、この場合、国のフォレスターに当該協力業務に従事させることを規定することを検討。 これにより、都道府県及び国の職員（フォレスター）の位置づけを明らかにする。 また、市町村長に対して、市町村森林整備計画の作成・変更にあたっては、有識者（フォレスター等）の意見を聴くことを義務付けることを検討。 なお、民間人フォレスターにあっては、市町村長との契約により委託を受けた者がフォレスターとして活動することとする。 ④必要配置数 業務量を勘案して所要の人数を試算 ⑤フォレスター育成の研修等の実施 （参考資料Ⅹ）</p>	<p>③ 人材育成 以上の取組を実効性あるものにするため、a. 市町村行政を補完するフォレスター制度の創設、b. 森林施業プランナーの育成、能力向上、c. 現場の技術者・技能者の育成、d. 木材加工・流通・利用分野における人材の育成、e. 人材育成体制の構築に取り組む。 a. フォレスター制度の創設 新たな森林計画制度の下で、森林所有者等による持続的な森林経営を実現していくためには、実際に現場で指導・実行を担う市町村を技術面から支援することが必要である。 このため、森林計画の作成や路網作設等の事業実行に直接携わるなどの実務経験を有し、長期的視点に立った森林づくりを計画、指導できる技術者をフォレスターとして育成し、活用していくことが不可欠である。 具体的には、現行の林業普及指導員の資格試験を見直し、フォレスターの資格試験として再構築するとともに、国及び地方公共団体の職員、民間人を問わず一定の現場実務経験等を有する者に同試験の受験資格を付与する。そして、同試験に合格した者をフォレスターとして認定するとともに、市町村森林整備計画、森林経営計画（仮称）に関連する業務に関与することや、必要に応じ森林施業プランナーへの指導・助言を行うことができるようフォレスターの位置づけを明確にする。 なお、フォレスターの育成には一定の期間を要するため、平成25年度からの資格認定を目指す。それまでの間の市町村森林整備計画の策定等の支援業務については、（都道府県や国の職員などのうち）一定の研修等を受けた者が支援業務を行うこととし、これらの者が実際の現場経験を通じてフォレスター資格を得られるよう育成していく。さらに、幅広い業務を担うフォレスター等の活動を支援するための組織的な支援体制も整備する。</p>
<p>b. 森林施業プランナーの能力向上による戦略的経営を推進する体制の整備 集約化施業を推進するため森林施業プランナーの育成を図る。さらに、森林所有者のために森林経営計画（仮称）を中心となって作成するとともに、木材の安定供給、適時・適切な販売など、森林組合、林業事業体等の戦略的経営を推進するため、森林施業プランナーの能力向上を図るなどサポート体制を整備。</p>	<p>①集約化施業に不可欠な森林施業プランナーの増員、能力向上に向けて必要な研修の実施 （フォレスター研修への受講参加） ②集約化の質の向上を図るため、森林施業プランナーの認定の仕組みを構築 ③フォレスターによるサポート体制の構築について検討</p>	<p>b. 森林施業プランナーの育成・能力向上 施業の集約化に向け合意形成を図り、森林経営計画（仮称）の作成の中核を担う者として、森林施業プランナーを位置づけ、その育成・能力向上を図る。 このため、森林経営計画（仮称）の作成に必要な知識の習得等必要な研修を実施する。また、森林組合、民間事業体等が森林施業プランナーを十分活用するよう経営者を対象とした研修も実施する。 さらに、集約化の質の向上を図るため、森林施業プランナーを認定する仕組みについて検討する。</p>

中間とりまとめ	今後の対応方針	最終とりまとめ（素案）
<p>c. 路網作設オペレーターなどの技能者の育成や誇りを持って仕事に取り組める体制の構築</p> <p>路網作設オペレーターや効率的な作業システムによる間伐等を行う作業員などの技能者が、安定的、有利に雇用され、技術を高めつつ仕事に取り組めるよう、OJTやOFF-JTの研修内容の充実や技術・技能を認定（グリーンマイスター（仮称））する仕組みとともに、これらの技能者を雇用していることが林業事業体の事業実行能力の評価につながるような仕組みについても併せて導入。</p> <p>また、建設業従事者等からの新規参入も含め、幅広く人材を育成。</p>	<p>①林業専用道の設計者・監督者については、座学、現地講習による研修により育成するとともに、ブロック単位等で技術の普及指導を実施するほか、PDCAサイクルによる検証体制を整備。</p> <p>森林作業道作設オペレーターについては、森林作業道作設指針を踏まえ、現地実習を中心とした研修の実施を通じて、簡易で丈夫な森林作業道を作設するオペレーター及びオペレーターの研修を担う指導者を養成。</p> <p>②林業作業については、段階的かつ体系的なカリキュラムによる研修を実施し、能力に応じてグリーンマイスター（仮称）、シニアマイスター（仮称）を付与</p> <p>③能力が公平・公正な処遇につながるよう、事業主が使いやすい人事管理マニュアルを作成</p>	<p>c. 現場の技術者・技能者の育成</p> <p>○路網開設に必要な人材等</p> <p>丈夫で簡易な森林作業道を地形、地質等の現地の条件に応じて開設することができる森林作業道作設オペレーターを育成するため、土工技術等現場作業に必要な知識を習得するための研修を実施する。</p> <p>また、一般の土木技術・技能を有する者を対象に、設計書に基づき現場で微調整を行いながら林業専用道を作設することができるよう研修を行い、林業専用道の設計者・監督者として育成する。</p> <p>○グリーンマイスター（仮称）等</p> <p>高い生産性と安全性を確保し、林業機械を活用した低コスト作業システムを現場で実践する作業員を育成するため、段階的かつ体系的な研修カリキュラムを整備し、これに基づく研修修了者を習得した技術・技能のレベルに応じ、グリーンマイスター（仮称）等として登録する制度を創設する。</p> <p>また、キャリアアップして働く意欲を高めるとともに誇りを持って仕事に取り組むことができるよう、働きやすい職場づくりや適切な処遇等を図ることが必要であり、事業主が使いやすい人事管理マニュアルや、都道府県等が事業主を指導する際のチェックリストを作成する。</p>
	<p>○国産材流通に関するコーディネーターを担う人材の育成や、供給者と需要者のニーズを結びつけるマッチング活動への支援</p>	<p>d. 木材の加工・流通・利用分野における人材の育成</p> <p>○木材の利用・流通に関するコーディネーター</p> <p>研究・教育機関や木材業界が連携して、木材利用における環境・マーケティング・経済等の社会科学分野のニーズの高まりに対応したカリキュラムの充実や、素材流通に関するコーディネーターを担う人材の育成に取り組むとともに、木材の知識に関する資格制度を検討する。また、これらの関係者間の人材交流等により、自主的な学習の促進、関係者への啓発・理解醸成の推進を図る。</p> <p>○木造建築の担い手</p> <p>国土交通省とも連携し、教育機関等におけるカリキュラムの支援など木造設計が取り組みやすい環境整備を図ることにより、木造住宅や大規模木造建築の設計者など木造建築に関わる人材を育成する。</p>
<p>d. 人材育成体制の構築</p> <p>戦略的・体系的に人材を育成するため「人材育成マスタープラン」を作成するとともに、国有林のフィールド・技術力の活用なども含め、人材を育成する体制を構築。</p>	<p>①育成すべき人材毎に、職務分析による仕事や必要な知識・能力の「見える化」と適切な習得方法の選択、PDCAによる育成方法の定期的な改善等を内容とするマスタープランを作成</p> <p>②国有林を研修のフィールドとして活用するなど人材育成体制を整備</p>	<p>e. 人材育成体制の構築</p> <p>戦略的・体系的に人材を育成するため「人材育成マスタープラン」を作成するとともに、国、地方公共団体、大学等の教育機関等が連携しながら人材を育成する体制を構築する。その際、国有林については、多様な立地を活かしてニーズに最も適したフィールド・技術の提供を行う。</p> <p>さらに、大学等の教育機関における教育カリキュラム等の見直しについて、文部科学省と連携して取り組む。</p>

中間とりまとめ	今後の対応方針	最終とりまとめ（素案）
<p>(5) 国産材の効率的な加工・流通体制づくりと木材利用の拡大</p> <p>木材自給率 50%を達成するためには、需要者ニーズに応じた安定供給を実現することが不可欠。このため、川上から川中・川下までのマッチング機能を備えた商流・物流の構築と価格変動に左右されにくい安定的取引を確立していくことが必要。</p> <p>また、効率的な流通体制づくりは、国有林と民有林との連携を強化することで効果を上げる必要。</p> <p>併せて、川上側から計画的かつ安定的に供給される木材を最大限利用し、川上側へその利益を還流させていくために、様々な分野で木材利用の拡大を図ることが必要。</p> <p>木材利用については、木材に固定された炭素を長期間にわたって貯蔵し地球温暖化防止機能を最大限に発揮させる観点から、建築物等のマテリアル利用から化石燃料を代替するエネルギー利用までカスケード化を推進。</p> <p>このため、以下のような取り組みを推進</p> <p>① 質・量ともに輸入材に対抗できる効率的な加工・流通体制の整備</p> <p>計画的かつ安定的に供給される原木を、需要者側へ安定的に供給するためには、輸入材流通に匹敵する効率的な流通システムを構築することが必要。このため、中間土場、市売市場などのストックヤード機能の活用を含めた原木流通の低コスト化・効率化を推進。また、ロットをまとめることにより、今まで利用が低位だったチップ用材等の森林資源の利用率向上を推進。</p> <p>具体的には、商流面では、大口需要に対応できる安定供給を行うための素材流通コーディネーターの育成、物流拠点間のネットワークの構築、森林所有者からユーザーまでを範囲とした需給情報を受発信する体制、IT利用に基づく徹底した流通、在庫管理技術の開発と普及を推進。</p> <p>また、物流面では、中間土場を適正配置し、ロットの確保、仕分け、検知作業等による価値の付加と輸送の効率化を推進。国有林と民有林が連携して安定供給体制づくりに努めるとともに、国有林にあっては、急激な木材価格の変動時のセーフティネットとして国有林材の供給調整を実施。</p> <p>今後、大径材が増加してくることも踏まえつつ、スギ・ヒノキ中心の国産材の利用を拡大するため、乾燥材、JAS製品など品質・性能の確かな製品を大口需要者などへ安定的に供給できる加工体制の構築を図るとともに、木材利用の多様化や輸出も視野に入れた技術・製品開発を推進。</p>	<p>①地域における木材生産者の連携による原木供給の取りまとめやストックヤードを活用した仕分け・直送の推進等、安定供給に向けた取組に対し支援</p> <p>②製紙、木質ボード、その他チップ利用者への木材チップ工場による効率的な供給体制づくり及び複合的な連携体制構築に対する支援</p> <p>③国産材流通に関するコーディネーターを担う人材の育成や、供給者と需要者のニーズを結びつけるマッチング活動への支援</p> <p>④林業・木材産業関係者に対し木材需給情報を提供する等、国内外の木材市場に関するきめ細やかな情報収集等に対する支援</p> <p>⑤品質・性能確保の先進的な取組に必要な施設整備や、工場間が連携して品質・性能の確かな製品製造に取り組む場合の施設整備導入、地域特性に適した作業システムに対応できる林業機械等の改良等の、木材産業の活性化のための支援。</p> <p>⑥経営の多角化等を図る施設整備に必要な利子助成。</p> <p>⑦輸出に取り組む産地が直面する共通の課題を解決するための取組について支援。</p> <p>⑧急激な木材価格の変動があった場合には、国産材安定供給協議会等を通じ地域の要望等を把握しつつ、地域の需要動向に応じた国有林材の供給調整を実施。</p>	<p>(5) 国産材の効率的な加工・流通体制づくりと木材利用の拡大</p> <p>木材自給率 50%を達成するためには、需要者ニーズに応じた安定供給を実現することが不可欠である。このため、川上から川中・川下までのマッチング機能を備えた商流・物流の構築と価格変動に左右されにくい安定的取引を確立していくことが必要である。</p> <p>また、効率的な流通体制づくりは、国有林と民有林との連携を強化することで効果を上げる必要がある。</p> <p>併せて、川上側から計画的かつ安定的に供給される木材を最大限利用し、川上側へその利益を還流させていくために、様々な分野で木材利用の拡大を図ることが必要である。</p> <p>木材利用については、木材に固定された炭素を長期間にわたって貯蔵し地球温暖化防止機能を最大限に発揮させる観点から、建築物等のマテリアル利用から化石燃料を代替するエネルギー利用までカスケード化を推進する。</p> <p>このため、以下のような取組を推進する。</p> <p>① 質・量ともに輸入材に対抗できる効率的な加工・流通体制の整備</p> <p>ア) 川上から川中・川下に至る流通体制の整備</p> <p>計画的かつ安定的に供給される原木を、需要者側へ安定的に供給するためには、輸入材流通に匹敵する効率的な流通システムを構築することが必要である。このため、中間土場・市売市場などのストックヤード機能や、大型トレーラーの活用を含めた原木流通の低コスト化・効率化を推進する。また、ロットをまとめることにより、今まで利用が低位だったチップ用材等への利用を進め、森林資源の利用率向上を図る。</p> <p>具体的には、大口需要に対応できる安定供給を行うための物流拠点間のネットワークを構築するとともに、森林所有者からユーザーまでを範囲とした需給情報を受発信する体制の整備や、山元側の原木供給を取りまとめて大規模製材工場等の大口需要者との安定供給を実現するための協定の締結を推進する。また、IT利用に基づく徹底した流通・在庫管理技術の開発と普及を推進する。</p> <p>また、中間土場を適正に配置し、ロットの確保、仕分け、検知作業等による価値の付加と輸送の効率化を推進する。</p> <p>イ) 輸入材に対抗できる加工体制の整備</p> <p>今後、大径材が増加してくることも踏まえつつ、スギ・ヒノキ中心の国産材の利用を拡大するため、乾燥及び強度性能の明確化を推進し、集成材、乾燥材、JAS製品など品質・性能の確かな製品をハウスメーカー等の大口需要者へ安定的に供給できる加工体制の構築を図る。</p> <p>また、針葉樹化が進んでいる構造用合板をはじめ、コンクリート型枠用、フロア合板等の合板及び LVL の利用拡大を図るため、原木の安定供給体制の強化を進めるとともに、国産材利用に向けた技術開発・普及を推進する。</p> <p>パルプ・チップへの利用については、国産材の比率が低い製</p>

		<p>紙用パルプでの利用拡大を図るため、間伐材をはじめとする国産針葉樹チップに係る効率的な検量方法の指針作成等、輸入針葉樹のパルプ・チップに対抗できる流通体制の整備や、広葉樹林からの供給体制の整備を推進する。</p> <p>また、木材チップの総合的な利用拡大に向けた製紙、木質ボード、その他の木材チップ利用者への木材チップ工場による効率的な供給体制づくり及び利用者間の連携体制の構築等を推進する。</p> <p>ウ) 国有林の貢献</p> <p>国有林と民有林が連携して原木の安定供給体制づくりに努めるとともに、国有林にあっては、急激な木材価格の変動時に地域の需給動向に応じた供給調整を実施し、地域の林業・木材産業への影響を緩和するためのセーフティネットとしての機能を発揮する。</p> <p>また、国有林にあっては、大口の需要者に対して原材料となる木材を安定的に供給する「システム販売」について、民有林との連携を図りつつ、これまで主として輸入材を利用してきた製材工場等を新たな販売先として積極的に新規開拓していくなど、国産材の安定供給体制の構築と併せて、木材利用の拡大に貢献する。</p>
<p>② 木材利用の拡大 ア) 建築物等への利用</p> <p>「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」(平成22年5月26日法律第36号)に基づき、国が設置する低層の公共建築物については、原則全て木造化を図るとともに、中高層の公共建築物においても内装材・外装材への木材利用を推進。</p> <p>また、木造住宅や大規模木造建築の設計者など木造建築に関わる人材を育成するとともに、マンションの内装材や住宅のリフォーム分野における木材利用を推進。</p> <p>地域の製材工場や工務店の連携による消費者のニーズに対応した特色ある家づくりなど、地域材の利用を推進。</p> <p>土留め工など治山事業への利用をはじめ、土木工事や外構材への木材利用を推進。</p> <p>イ) 製紙用パルプ・チップへの利用</p> <p>国産材の比率が低い製紙パルプでの利用拡大を図る。</p> <p>具体的には、輸入針葉樹のパルプ・チップに対抗できる流通体制、広葉樹林からの供給体制の整備を推進。</p> <p>ウ) 木質バイオマスの総合利用</p> <p>パーティクルボード(PB)、ファイバーボード(FB)、WPCなどの木質系材料及び石炭火力発電所での混合利用などのエネルギー利用による木質バイオマス利用を推進するとともに、木材を原料としたバイオマスプラスチック等の新たな用途の研究・技術開発を推進。</p> <p>また、経営的・技術的に整合の取れた木質バイオマス利用の仕組みづくりと着実な普及体制の整備を推進。</p> <p>なお、木造公共建築物や地域材住宅、エネルギー利用等に関しては、関係各省との連携を図りつつ取り組みを推進。</p>	<p>ア)</p> <ol style="list-style-type: none"> ①地域材認証の仕組みづくりにかかる費用の助成など地域材を生かした地域型住宅づくり支援 ②木のまち・木のいえづくりに向けた体制の構築 ③製材から住宅をつなぐ地域材のトレーサビリティシステムの確立のための検証 ④工務店と連携した部材の共通化 ⑤民間企業等による耐火部材の開発への支援、型枠や土木用資材への利用のための技術開発支援、長期優良住宅等に対応した新たな地域材製品の開発・普及等への支援 ⑥国土交通省と連携した、木のまち・木のいえ推進フォーラムを通じた建築物への木材利用推進のための活動推進 ⑦公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律が10月1日に施行。法の実効性を確保するため、施行に併せ、都道府県、関係団体等への説明会を開催するなど、あらゆる機会を利用して法律の周知・PRを徹底。特に都道府県や市町村に対して、法に基づく方針作成を働きかけ。 ⑧法を着実に推進するため、木造公共建築物への地域材利用を推進するための予算を要求中。 ⑨国土交通省においては、平成23年2月を目途に「木造建築物に係る官庁営繕基準」を整備すべく、7月から検討会で検討を開始。 ⑩木製土木用資材等の安定供給体制づくり等に対し支援。 <p>イ)</p> <ol style="list-style-type: none"> ①間伐材をはじめとする国産針葉樹チップに係る効率的な検量方法の指針作成や安定供給体制づくりのための検討委員会の設置等への支援 	<p>② 木材利用の拡大 ア) 公共建築物への利用</p> <p>平成22年10月1日に施行された「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」に基づき、①低層の公共建築物について原則としてすべて木造化を図るとともに、②高層・低層にかかわらず、内装等の木質化を推進するなど、国が率先して公共建築物における木材利用を推進する。</p> <p>また、法律の周知徹底を図るとともに、特に、都道府県や市町村に対して、法律に基づく「公共建築物における木材の利用の促進に関する方針」の作成を働きかける等により、更なる木材利用の拡大を推進する。</p> <p>併せて、公共建築物における地域材利用に対する支援を充実するとともに、公共建築物の整備に適した木材の調達を円滑に行うための体制の整備、木材の利用の促進に関する研究、技術の開発及び普及、人材育成等を推進する。</p> <p>イ) 住宅等への木材利用</p> <p>マンションの内装材や住宅のリフォーム分野における木材利用を推進するとともに、木のまち・木のいえづくりに向けた体制の構築や、地域の製材工場と工務店の連携や製材から住宅をつなぐ地域材認証などの仕組みづくりによる消費者のニーズに対応した特色ある家づくりなど、地域材の利用を推進する。</p> <p>コンクリート型枠やガードレール、土木用資材への利用、耐火部材や省エネ部材、長期優良住宅等に対応した新たな地域材製品の開発・普及を推進する。</p> <p>生活用品、パレット等輸送用資材等様々な分野への消費者のニーズに対応した国産材利用の供給体制整備を行う。</p> <p>(パルプ・チップについては、上記の①で記述)</p>

- ②製紙、木質ボード、その他チップ利用者への木材チップ工場による効率的な供給体制づくり及び複合的な連携体制構築等、木材産業の活性化のための支援
- ウ)
- ①木質バイオマス由来のプラスチック等のマテリアル利用やエネルギー利用の研究・技術開発推進及び実証への支援
 - ②「再生可能エネルギーの全量買取制度」の導入に向けて、経済産業省と連携しつつ、間伐材等の利用促進方策について検討中。経済産業省は、7月に具体的な制度のイメージを公表し、この中で、バイオマスは買取対象の一つとして位置づけ。
 - ③今後、来年の通常国会に新法提出を予定しているため、今秋を目途に木質バイオマスの買取対象・要件等の制度設計を行う必要。
 - ④現時点では、森林組合等と発電事業者が共同で作成する間伐材等の供給と発電利用に関する計画を主務大臣が認定するスキームとする方向で検討中。
 - ⑤木質バイオマスの総合利用について、環境影響評価等の調査や経営的に成り立つシステムの構築、施設整備に対する支援のための予算を要求中。

ウ) 木質バイオマスの総合利用

パーティクルボード、ファイバーボード、混練型WPC(ウッドプラスチックコンビネーション)などの木質系材料の利用を推進するとともに、石炭火力発電所における混合利用等のエネルギー利用や、ペレット等の木質バイオマスボイラーによる熱利用を推進するなど木質バイオマスの総合利用を図る。

また、「再生可能エネルギーの全量買取制度」の導入に向けて、経済産業省等と連携しつつ、間伐材等の利用促進方策を検討する。

さらに、木質バイオマス由来のプラスチック等の新たな用途の研究・技術開発を推進する。

他方、経営的・技術的に整合の取れた木質バイオマス利用の仕組みづくりと着実な普及体制の整備を推進するとともに、カーボン・クレジットの活用等により、木質バイオマスの利用に対するインセンティブを付与する取組を強化する。

エ) 木材の輸出促進

将来的に国内需要が頭打ちになることが見込まれる中、木材の輸出を促進するため、軸組ビルディングコードの海外輸出等輸出先国に関する規格・規制への対応を図るとともに、輸出先国の消費者ニーズに対応した新たな製品開発、輸出先国の商慣行の情報収集・提供等を推進する。

また、日本の木材の品質・性能の認知度向上、木造建築の技術支援、宣伝普及体制の整備等、木材輸出を推進するための体制の強化を図る。

中間とりまとめ	今後の対応方針	最終とりまとめ（素案）
<p>③ 消費者等の理解の醸成 森林の多面的機能を持続的に発揮させるためには、森林資源を適切に整備しながら循環的に木材を利用していくこと（植える→育てる→使う→植えるという森林のサイクル）の重要性について、理解を深める観点から、青少年等に対して森林環境教育や木育を推進。 また、地球温暖化防止や森林整備への貢献など国産材の環境貢献度について、カーボンフットプリントなどの「見える化」を進めるとともに、合法木材等の普及や違法伐採対策の強化、カーボン・クレジットの活用等により木材利用に対するインセンティブを付与するなど、木材利用に対する消費者の理解を醸成し、木材利用の拡大につなげていく取り組みを推進。 NPO等のネットワーク化を図りつつ、国産材の実需に結びつけていく運動を展開する観点から、「木づかい運動」を見直し。</p>	<p>①木のまち木のいえづくりの担い手育成において教育機関等における木造担い手育成カリキュラムへの支援を実施 ②二酸化炭素排出削減・吸収量取引等、森林資源の新たな活用について、山村と都市の企業等との協働関係の構築や、山村と都市の企業間の取引を支援 ③国土交通省と連携した、木のまち・木のいえ推進フォーラムを通じた建築物への木材利用推進のための活動推進 ④木材利用による省エネ効果等の評価手法の検討結果（平成20年度）を踏まえ、企業等が木材、木製品の二酸化炭素排出削減効果の「見える化」に取り組めるよう、裏付けとなるカーボンフットプリント試行制度に基づいた計算ルール（PCR）の策定、認定申請（平成22年8月）。 ⑤地域材の環境貢献度（木材の炭素貯蔵量）等を評価・表示する手法の開発や木の良さや大切さを学ぶ活動を支援するための予算を要求中。 ⑥違法伐採対策として、木材のトレーサビリティの充実に向け、平成23年度に合法性や伐採地等の情報を製品に表示する仕組みの実証事業を実施するための予算を要求中。 ⑦NPO等を応援団として環境面での国産材利用の意義、優位性等を明確化しつつ、国民の理解を高めるとともに、最も環境に優しい商品を買う、使うという消費行動につなげていくため、「木づかい運動」を見直し、森林整備寄付金付き製品等の開発やNPO等が連携して、環境貢献度の評価・表示に企業が取り組むようにするための運動を展開。</p>	<p>③ 消費者等の理解の醸成 森林の多面的機能を持続的に発揮させるためには、森林資源を適切に整備しながら循環的に木材を利用していくこと（植える→育てる→使う→植えるという森林と木材利用のサイクル）の重要性について、消費者の理解を深める観点から、木の良さや大切さを学ぶ活動に対する支援を行い、特に青少年等に対する森林環境教育や木育を推進する。 また、木材利用に対する消費者の理解を醸成し、木材利用の拡大につなげていくため、地球温暖化防止や森林整備への貢献など国産材の環境貢献度の「見える化」について、木材の炭素貯蔵量等を評価・表示する手法を開発するとともに、企業等が木材、木製品に二酸化炭素排出削減効果の「見える化」に取り組めるよう、カーボンフットプリント（CFP）の試行制度に基づいた計算ルール（商品種別算定基準：PCR）の策定を推進する。 さらに、NPO等のネットワーク化を図りつつ、国産材の実需に結びつけていく運動を展開する観点から、「木づかい運動」を見直し、森林整備寄付金付き製品等の開発や環境貢献度の評価・表示に企業が取り組むようにするための運動を展開する。 一方、違法伐採対策については、企業、消費者への合法木材の利用の浸透が図られていない、市場において合法木材が差別化されていないといった課題に対応して、消費者の選択を促すことができるよう、合法性に加え、伐採地、樹種等の情報を製品に表示する等により、トレーサビリティの確保を図り、違法伐採対策を強化する。併せて、合法木材の普及拡大、信頼性の向上の取組を強化する。</p>
		<p>3 改革に向けた実行プログラム 森林・林業再生プランは、平成22年6月に閣議決定された「新成長戦略」において、「21の国家戦略プロジェクト」の一つに位置づけられており、「元気な日本」の復活に向け、着実な実行が求められている。 このため、上記改革の内容を段階的、有機的に進めていくこととし、別表の森林・林業再生プラン実行プログラム（工程表）に実施スケジュールを示す。</p>